

## 平成30年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年6月13日（水曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三	町民課長 斉藤明美	企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦	建設課長 片桐栄一	農林課長 今井一行
観光商工課長 小平春幸	会計管理者 市川清美	
庶務係長 荻原義行		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後2時55分

議長（西藤 努君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いをいたします。

これから、本日、6月13日の会議を開きます。

本日の会議において、立科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影及び信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第39号～日程第6 陳情第2号

議長（西藤 努君） 日程第1 議案第39号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第6 陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書についてまでの6件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

森本信明総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 8番、森本です。

それでは、総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

付帯案件につきましては、審査経過の中で申し上げたいと思います。

本委員会は、6月5日に付託された標記案件を審査するため、6月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりであります。

（1）議案第39号 立科町町税条例の一部改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第40号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第1号）について  
歳入全款。

歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳を除く）、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【20款】諸収入ではコミュニティー助成事業補助金及び次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金によるものであるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、総務管理費では、一般管理費経費の弁護士委託料は下水道事業の不適切な事務処理における第3者委員会にかかわる委託料であるとの説明を受けました。企画費のまちづくり事業経費では、今年度発足する立科町国際交流推進協議会に対する負担金が計上され、2020年東京オリンピック、パラリンピックに出場するウガンダ共和国陸上競技、中距離種目のホストタウンとしての交流事業及び全体事業費の見込み等について説明を受けました。地域おこし協力隊経費の使用料は、協力隊員が入居する住宅の賃貸料、活動のために町が貸与する車両のリース料についての補正であるとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費のうち、林業費では、佐久森林認証協議会への負担金の増額理由の説明を受けました。

【6款】商工費のうち、観光費では、道の駅への次世代自動車充電設備設置に伴う工事費及び維持管理費用の補正であるとの説明を受け、【8款】消防費、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第41号 平成30年度立科町策道事業特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第42号 平成30年度立科町一般会計補正予算(第2号)について

平成28年9月21日に発生した家畜ふん尿流出事故によりふん尿が堆積し、耕作不可能となっている水田の農地復帰を図るための事業費が計上されていました。

歳入について、【15款】県支出金農林水産業費県補助金では、事業に対する2分の1相当の県費補助金との説明を受けました。

歳出について、【5款】農林水産業費で、水田上に堆積しているふん尿を堆肥化した上で除去する経費が計上されていました。役場内の対策本部部員にも出席を求め、町が事業実施するに至るまでの経過、事業の内容、今後の対応などの説明を受けました。かかった経費は全て原因者に求償すべきとの意見が出されました。また、町の事業と県が行政代執行で実施しようとする事業を同時進行的に進めていく必要なども説明があり、原案を賛成多数で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則77条の規定により報告します。

以上であります。

**議長(西藤 努君)** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

6番、村松浩喜君。

**6番(村松浩喜君)** 6番。

議案第42号 平成30年度立科町一般会計補正予算(第2号)の審査内容について質問いたします。

総務経済常任委員会では、家畜ふん尿流失事故に伴う農地復興工事にかかる費用として一般財源から658万3,000円を支出する予算案を認めました。本件は、本来ならば原因者が対処すべき事業を立科町が行うもので、事業費は原因者に請求することを前提としたものです。この事故の原因者の過去の振る舞いや本件についても誠意ある態度を認められないことなどから、この事業に要した費用を徴収することは極めて困難であることが予想されます。この費用を徴収できなかった場合、658万3,000円の全額、または、一部を不納欠損として処理することになり、当町の財政にマイナスの影響を与えることになると思われます。委員会の審査では、このような観点からの議論はされたのでしょうか。

私がこのような質問をする理由は、長野県が環境への影響が小さい。すなわち、著しく公益を損ねるとは認められないと判断し、県による代執行の対象から外した個人所有の農地の復旧に徴収できる可能性が低い。町の公費を支出すべきか疑問を抱いたからであります。答弁を求めます。

議長（西藤 努君） 森本信明総務経済常任委員長。

8番（森本信明君） ただいまの質問であります。先ほど報告をしたとおりであります。

新たに加えるとすれば、町側からは県、それから、弁護士等々、原因者に対しては法的手段等を講じながら対応をしていくと。こういう答弁でありました。

以上であります。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

1、付託案件。

（1）議案第40号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第1号）について  
歳出のうち、【2款】総務費のうち（3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、  
【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

（2）陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書

（3）陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書

2、審査経過。

本委員会は6月5日に付託された標記案件を審査するため、6月8日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりであります。

(1) 議案第40号 平成30年度立科町一般会計補正予算(第1号)について  
歳出のうち、【2款】総務費のうち(3項戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、  
【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。各款とも、職員の人事異動に伴  
う職員給与及び臨時職員賃金にかかわる補正が主なものであり、【3款】民政費、  
1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費で老人福祉センター南側にある遊具につい  
て経年劣化に伴い、回転ジャングルジムは修繕し、すべり台は撤去した上で、今後、  
新しい遊具の設置について検討を行うとの説明を受け、2目障害者福祉費では、障害  
者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴う障害者自立支援給付支払等の電算システム  
改修との説明を受けました。

【9款】教育費、1項教育総務費では、姉妹都市より派遣予定のALTにかかわる  
経費との説明を受け、【2款】総務費のうち(3項戸籍住民基本台帳費)、【4款】  
衛生費、【7款】土木費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(2) 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書  
原案を全会一致で採択しました。

(3) 陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情  
書

原案を全会一致で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第  
77条の規定により報告します。

議長(西藤 努君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はあ  
りますか。9番、土屋春江君、登壇の上、願います。

〈9番 土屋 春江君 登壇〉

9番(土屋春江君) 9番、土屋春江です。

私は、議案第42号 平成30年度立科町一般会計補正予算(第2号)について、反対  
討論をいたします。

定例会開催2日目に、急遽、上程された議案第42号の内容は、当町在住で、長い間、  
酪農を営み、牛のふん尿を土手で囲った所有地が、平成28年9月の台風の影響で土手  
が崩れ、多量の家畜ふん尿が田畑、農業用水路、公衆用道路に流出した事故により被  
害を受けた水田の復旧工事にかかるものです。県は、原因者に対し、家畜ふん尿を撤  
去するよう同年10月26日には指示書の交付。平成29年5月には警告書の交付。8月  
には措置命令が出されました。崩落事故が起きてから当議会にも経過報告され、1年

9カ月間、県、町でさまざまな対応がなされましたが、解決に至りませんでした。

今回、家畜ふん尿貯留地のある場所については、長野県環境部が行政代執行を計画され、田畑の農地は生活環境保全上の支障が軽度であるとして県の代執行の対象外となり、町が事業主体となり、堆積した家畜ふん尿の堆肥化、除去等の復旧作業を進めるというものです。農業水産業費1,616万6,000円の補正予算で、県から家畜ふん尿堆肥化農地復旧事業補助金658万3,000円、町の一般財源から工事請負費として658万3,000円が計上されました。町の負担分は原因者に請求するという説明でした。

今回の原因者については、過去に、茂田井地区において家畜ふん尿が流出し、朝鮮人参農家の方が被害に遭われ、原因者の方を相手取り訴訟を起こした経緯があります。原因者はその時は酪農をしていましたので、賠償金が支払われたと聞いております。また、塩沢地区でも同様のことが起きております。今回の家畜ふん尿流出は収穫前の米が全滅となり、耕作者にとって大変悲しい事態となってしまいました。耕作したくても耕作できない無念さや、早く県や町で何とかしてほしい思いも募るばかりでしょう。そのお気持ちは十分お察しします。

しかし、今回の事業対象となる水田の復旧は、長野県による代執行の対象から外された時点で、本来ならば耕作者の方たちと原因者との民間対民間の争いになるべき事案であります。町は多額の事業費を計上する前に、農地耕作者の方たちと原因者との話し合いの場を設けたり、農地耕作者の方たちが原因者を相手取り訴訟を起こす場合の支援などを行ってきたのでしょうか。また、耕作者から町に陳情書等は出されているのでしょうか。復旧後の水田耕作について、何らかの意思表示を書面をもって取り交わすことは考えているのでしょうか。これまでの原因者の過去の行為や態度から、町がかわりに事業費を投入しても、あとで徴収することが非常に難しい状況であることを知っていると思います。

いずれにしても、早くに復旧しなければいけないことはわかりますが、財政基金があるから、耕作者の方が困っているからとか、何とかしてあげたい人情からの行動でよいのでしょうか。当町には、ほかにも酪農をしている方がいらっしゃいます。その方々は、法にのっとり、真面目に酪農をしています。この酪農家の皆さんに顔向けができるのでしょうか。皆さん、考えてみてください。原因者は、既に酪農を廃業しています。町が立てかえた費用を徴収することができるのでしょうか。また、取れなかったことを分かっている、町費を投入することは理不尽ではないかという声が町民の皆さんから届いています。私は、当事者以外の町民の皆さんに納得していただける本案とは異なる施策を県にも町にも考えたいと思います。また、議会もしっかり議論して議決することが必要ではないでしょうか。早速、本案を議決するべきではありません。まだ、解決する施策が不十分であると考えております。

これで反対討論を終わります。

**議長（西藤 努君）** ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。2番、森澤文王君、登壇の上、願います。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

**2番（森澤文王君）** 2番、森澤。総務経済常任委員会での審議の結果から賛成討論を行います。

議案第39号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について。

今回の改正は、国の生産性向上特別措置法に合わせ、中小企業の設備投資の固定資産税の軽減について1項目の追加があるもので、反対の余地はないものと考え、賛成いたします。

議案第40号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第1号）。

今回の補正予算につきましては、2020年のオリンピック、パラリンピックに向けてのウガンダ共和国との交流のために、立科町国際交流推進協議会への負担金、地域おこし協力隊員新規採用2名分の経費、道の駅女神の里たてしなに電気自動車用の急速充電器の設置費用が目立ったところであり、いずれも町の活性化に関係のある予算として考えます。また、そのほかにつきましては、主に人事異動による人件費の調整などであり、6月の補正予算として問題のないものであるとし賛成いたします。

議案第41号 平成30年度策道事業特別会計補正予算（第1号）。

こちら人事異動に関する予算の調整であり、賛成いたします。

議案第42号 平成30年度立科町一般会計補正予算第（2号）。

これは、平成28年9月に発生した家畜ふん尿置き場土砂崩落事故にかかわる農地復旧についての予算であります。

本件は、事故発生からおよそ2年、原因者、県、町が処理について協議をしてきた中での結論の予算と考えられます。既に、県は原因者に対し措置命令を出しており、原因地の崩落防止工事の行政代執行の準備を始めています。町は、被災した農地の復旧を県の事業と足並みをそろえて行うため、県から2分の1の補助金を受けて事業を行うというのが、今回の予算の概要と考えます。本来、この件の責任者は全て原因者にあり、原因者が復旧しなければならないのは前提にあるものの、原因者がその責任を果たす動きはない。しかし、対策を打たずに放置はできない。これは県の動きを見ながら明らかどころであり、町が県の考えを覆す理由もありません。また、県も町も行った事業については、原因者に応分の負担を求めていくという説明もあり、原因者の責任が消滅するわけではありません。あくまでも、立科町としては農地の復旧のため、そして、再び河川に汚物が流入して下流域に被害を出さないため、災害防止、復旧の事業であると考え、行政が行わなければならない事業と考えます。そして、県

からの補助金もある中、町と県が協力して効率的に事業を行えるという側面も見据えて、2号補正に賛成いたします。

以上、賛成討論でした。

**議長（西藤 努君）** ほかに賛成討論はありますか。11番、田中三江君、登壇の上、願います。

〈11番 田中 三江君 登壇〉

**11番（田中三江君）** 11番、田中三江君です。私は、本議会に上程された議案に賛成の立場で討論いたします。

議案第39号 立科町町税条例の一部改正は、中小企業の設備投資による固定資産税を3年間の時限的な特例措置によりゼロまで軽減するもので、中小企業の皆さんが先端設備等導入計画を策定され、向上を図るための法律制定であり、ますます元気な立科町になることを願い、生産性向上実現に期待し、賛成するものです。

議案第40号 一般会計補正予算（第1号）は、職員異動による課ごとの人件費の増減が主なものであり、まちづくり事業経費の900万円は、2020年東京オリンピック、パラリンピックに向け、ウガンダ共和国陸上競技種目のホストタウンとして、事前合宿受け入れ及び町民との交流とホストタウン事業を推進する負担金であり、今後、さらに、白樺高原に多くのランナーが訪れてくれることを願います。商工費では、道の駅女神の里たてしなに、自動車充電設備設置費が計上されました。設置場所を検討され、駐車スペースの確保、また、電気料等ランニングコストの検討が必要との意見を付して賛成します。

議案第42号 一般会計補正予算（第2号）の農業振興経費1,316万6,000円は、平成28年9月、家畜ふん尿置き場土砂崩落があり、2年近く経過。検討を重ね、今回、被害を受けた地権者の耕作意欲が最優先され、県の協力が得られ、復田に向け、2分の1の補助を受け、家畜ふん尿の堆肥化、除去する工事経費であり、かかった費用は原因者に請求していくとの説明を受けました。また、上段については、県が行政代執行により工事を行う予定であるとの説明を受けました。農地の早期復旧を期待し、賛成するものです。なお、今後、このような事案が発生しないよう対策されることを望み、賛成討論を終わります。

**議長（西藤 努君）** ほかに賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第1 議案第39号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 立科町町税条例の一部を改正する

条例制定については、委員長の報告とおり可決されました。

次に、日程第2 議案第40号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第1号）については、委員長の報告とおり可決されました。

次に、日程第3 議案第41号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告とおり可決されました。

次に、日程第4 議案第42号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、賛成多数により可決です。

この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認願います。

起立多数です。着座してください。したがって、議案第42号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書は、委員長の報告とおり採択することに決定しました。

日程第6 陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書は、委員長の報告とおり採択することに決定しました。

日程第7 発議第2号 委員会の閉会中の継続調査の件についての議題とします。各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議あ

りませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。なお、全員協議会を開催しますので、議員の皆さん及び町長、副町長は第1委員会室にお集まりください。再開は2時40分です。

（午後2時06分 休憩）

（午後2時40分 再開）

**議長（西藤 努君）** 休憩前に戻り議事を再開します。報告します。宮坂教育長より公務の為早退届が出されております。会議規則第22の規定によって発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出について及び発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出についての2件を日程に追加して議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。発議第3号及び発議第4号を日程に追加する事に決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第3号

**議長（西藤 努君）** 追加日程第1 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について、を議題とします。意見書の朗読をお願いいたします。遠山事務局長。

**議会事務局長（遠山一郎君）** 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について。立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

提出者、平成30年6月13日、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長、榎本真弓。裏面をお願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

平成30年6月13日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛です。

長野県立科町議会議長、西藤 努。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から、政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は見知されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっております。

そこで、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 本件について、提出者の説明を求めます。榎本真弓社会文教建設常任委員長。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

**7番（榎本真弓君）** 7番、榎本です。ただいま、事務局長が朗読したとおりであります。よろしくをお願いします。

**議長（西藤 努君）** これから本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます、したがって、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

#### ◎追加日程第2 発議第4号

**議長（西藤 努君）** 追加日程第2 発議第4号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。意見書の朗読を願います。遠山事務局長。

**議会事務局長（遠山一郎君）** 発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について、立科町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年6月13日、提出者、立科町議会社会文教建設常任委員会委員長、榎本真弓。裏面をお願いしたいと思います。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

平成30年6月13日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛です。

長野県立科町議会議長、西藤 努。

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出する。

平成23年、国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律に盛り込まれ、附則で小2以降、順次改定することを検討し、財源確保に努めると定めた。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく、加配で小2を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいない。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となった。しかし、義務標準法の裏づけがないため、財政的負担は大きく、小学校では、本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級数に伴う教員数を臨時的任用職員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子供と向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

1、国の責任において、計画的に35人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 本件について、提出者の説明を求めます。榎本真弓社会文教建設常任委員長。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

**7番（榎本真弓君）** 7番、榎本です。ただいま、事務局長、朗読のとおりであります。

**議長（西藤 努君）** これから本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます、したがって、発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額求める意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

先ほど、町長より、同意第3号 立科町教育委員会教育長の任命について、同意を求める件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。同意第3号 立科町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第3 同意第3号

**議長（西藤 努君）** 追加日程第3 同意第3号 立科町教育委員会教育長の任命について、同意を求める件を議題にします。本件について、提出者の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** 同意第3号 立科町教育委員会教育長の任命について同意を求める件の提案理由の説明を申し上げます。現宮坂教育長が6月30日をもって、教育長の任期が満了となり、法の規定により、次期教育長の任命について、再び宮坂晃氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

宮坂晃氏は、昭和55年4月に、坂城高校の教員につかわれて以来、32年間の教師生活の中で、平成5年から2年間、立科町町史編纂委員として、また、平成7年4月からの3年間は、立科中学校に勤務。そして、平成22年4月からの2年間は、蓼科高校校長として立科町の教育に非常に関わりのある方であり、平成25年3月に、野沢南高校校長を最後に退職をされました。

その後、平成25年4月からは立科町教育委員会教育次長として、また、平成27年7月からは立科町教育委員会教育長として、立科町の将来を担う子供たちの教育行政に熱い思いを持ちながら取り組まれてまいりました。この間、保育園、小学校、中学校、高等学校が連携するほかに類を見ない立科教育の創設。また、ふるさと立科を知り、愛する心の醸成にご尽力をいただきました。当町、教育行政に精鋭し、優れた見識と豊富な経験をお持ちになられ、教育長として適任であると確信をしており、このたび、再び、任命をいたしたいと考えております。なお、任期につきましては、法の規定により、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の

説明とさせていただきます。

議長（西藤 努君） これから本件の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、追加日程第3 同意第3号 立科町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認願います。

着座してください。

全員起立です。したがって、同意第3号 立科町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成30年第2回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

（午後2時55分 閉会）